

広島県訓令第5号

本 庁  
地 方 機 関

附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

附属機関の委員等に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の任命等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（広島県石油コンビナート等防災本部の本部員の指名及び幹事の任命）                      第二条（略）                      2（略）                      一―三（略）                      四 地域政策局交通対策担当課長                      五―十一（略）                      （広島県准看護師試験委員の任命）                      第十三条（略）                      一（略）                      二（略）</p>	<p>（広島県石油コンビナート等防災本部の本部員の指名及び幹事の任命）                      第二条（略）                      2（略）                      一―三（略）                      四 地域政策局地域力創造課長                      五―十一（略）                      （広島県准看護師試験委員の任命）                      第十三条（略）                      一（略）                      二 健康福祉局健康対策課長                      三（略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。